学校法人二本松学院　女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

令和６年３月２６日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づき、女性の教職員を各学校等において積極的に採用し、女性が管理職としても活躍できる職場環境にするため、次の行動計画を策定する。

〇計画期間　　令和６年４月１日～令和８年３月31日

〇目　　標　　京都美術工芸大学、京都建築大学校及び京都伝統工芸大学校の女性教員の比率を１０％程度増やすように努める。
各部署の管理職に女性を抜擢し、女性の活躍の場を広げるように努める。

〇取組内容・実施時期

・取組内容：京都美術工芸大学、京都建築大学校及び京都伝統工芸大学校の教員選考において、女性教員を積極的に採用するように努める。

令和６年４月～　教職員の採用計画（２年間）を策定し、女性教員の採用を計画し、その方策を定める。

令和７年４月～　女性教員の採用を積極的に推進するように努める。

・取組内容：女性の教職員を管理職に登用する様に務める。

令和６年４月～　女性管理職の登用を検討・計画する。

令和７年４月～　女性の管理職を具体的に選考し、登用する様に努力する。